

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	岩波文庫の検閲と『オーベルマン』の削除をめぐって
Author(s)	萩原, 直幸
Citation	フランス文学, 30 : 25 - 43
Issue Date	2015-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00041126
Right	
Relation	



岩波文庫の検閲と『オーベルマン』の削除をめぐる¹⁾

萩原 直幸

はじめに

セナンクール(1770-1846)の小説『オーベルマン』(1804)は市原豊太(1902-1990)によって翻訳され、昭和15年(1940)に上巻が、昭和34年(1959)に下巻が、岩波文庫に収められた。周知のように、岩波文庫の巻末近くには岩波書店の創業者・岩波茂雄による「読書子に寄す——岩波文庫発刊に際して——」という一文が掲げられている(昭和2年(1927)7月付)。その中には「古今東西にわたって文芸・哲学・社会科学・自然科学等種類のいかんを問わず、いやしくも万人の必読すべき真に古典的価値ある書をきわめて簡易なる形式において逐次刊行」とあるので、『オーベルマン』も岩波に「古典」と認定されたことになるのであろう。さらに岩波氏は続けて「あらゆる人間に須要なる生活向上の資料、生活批判の原理を提供せんと欲する」と高らかに宣言している²⁾。しかし数年後には戦時体制となり、昭和13年(1938)になると、いわゆる「白帯物」、すなわち社会科学関係、とくにマルクス主義のものは内閣情報局より「自発的に」絶版にするよう命ぜられ、岩波の高邁な理想はくじかれた。フランス語圏文学関係でも、ジイド『ソヴェト旅行記』、『アミエルの日記』、フローベール『ボヴァリー夫人』が検閲のうえ削除・改訂処分を受けた。その出来事は『岩波文庫の80年』や『太平洋戦争下の労働運動』に記されているが³⁾、『オーベルマン』にも削除された箇所がある事実は触れられていない。筆者は日本における『オーベルマン』の受容をめぐる小著をまとめ、戦時中の検閲にも一章を割いた⁴⁾。しかし、フランス語で執筆したため、日本語の訳文の問題にまでは踏み込んでいない。本稿では、訳文の微妙な問題について掘り下げるとともに、当時の検閲の事情、削除の経緯と理由、訳者の態度について考察を深めてみたい。

¹⁾ 本稿は2013年11月23日、岡山大学において開催された日本フランス語フランス文学会 中国・四国支部大会で行った口頭発表の原稿「岩波文庫版『オーベルマン』(第1刷)の検閲をめぐる」に大幅に加筆・修正を施したものである。

²⁾ この一文は当初、旧漢字・歴史的仮名遣いであったが、現行の表記により引用。

³⁾ 岩波文庫編集部編『岩波文庫の80年』、岩波書店、2007年、424 - 425頁、法政大学大原社会問題研究所編『太平洋戦争下の労働運動』、労働旬報社、1965年、180 - 181頁。

⁴⁾ HAGIWARA Naoyuki, *Oberman ou les aléas d'une œuvre au pays du soleil levant : Réception du roman de Senancour au Japon*, 岡山大学文学部研究叢書34, 2012年, p.25 - 33.

1. 岩波文庫の検閲（フランス語圏文学関係）

『オーベルマン』の一部削除について検討する前に、それと比較参照するため、上にあげたフランス語圏文学関係の3作品の検閲・削除について、いま少し詳しく紹介しておく。

『太平洋戦争下の労働運動』によれば、「従来から『革命』とか『共産党』『天皇制』などの字句は検閲によって伏字（××印）にされる慣行になっていた」⁵⁾が、昭和12年(1937)9月1日に発刊されたジイド『ソヴェト旅行記』において、まさに「革命」の文字がその適用を受けた箇所がある。以下に該当箇所を引用する（戦前に刊行されたので表記は旧漢字・歴史的仮名遣いとなっている）。

まさしく、文化は危機に瀕してゐる、だが文化を脅かすものは決して民衆の解放をめざす××的な諸勢力の側にあるのではなく、（以下略）⁶⁾

文化を擁護し、文化を新たに顯揚する義務と努力はまさに大きな國際的××勢力にかかるものである⁷⁾。

ところが、「革命」の文字が削除されず残っている箇所もかなりある。全体の文脈が分かるよう、少々長く引用する。

今日、ソヴェトが、「反革命的精神」とみなしてゐるものは、ツアールの舊社會の半ば腐れた桶板をば微塵におつ潰したあの革命的 spirit、醗酵素と同じものなのである。

溢れるやうな人間愛、少なくとも正義を欲する烈しい欲求が、人々の心をみたしてくれればと、そのことを私たちはどんなに希つたらう。が、一度革命が成就し、勝利を得、さらに革命の業が固定してから、さうしたものは、問題にならなくなつた。そして革命の先驅者たちの心を動かしはげましてゐた感情は、しだいに五月蠅くなり、厄介物となつてしまつた。あたかも最早役に立たなくなつた物のやうに。

私は、この感情を、人が橋弧をつくる時に用ひる支柱に比較する。橋弧をたてるためには、どうしてもこの支柱がなければならぬが、しかし一度圓天井が置かれるや否や、支柱は忽ちと

⁵⁾ 『太平洋戦争下の労働運動』、182頁。

⁶⁾ ジイド『ソヴェト旅行記〔改訂版〕』、小松清訳、岩波書店、1937年9月20日、改訂第2刷、127頁。伏字（××印）が「革命」の文字であることの確認のため、原文を提示する：「[...] oui la culture est menacée ; mais le péril pour elle n'est nullement du côté des forces révolutionnaires et libératrices ; [...] » (André GIDE, *Retour de l'U.R.S.S.*, in *Souvenirs et voyages*, Paris, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 2001, p.787)

⁷⁾ ジイド、前掲書、128頁。原文：«[...] c'est aux grandes forces internationales révolutionnaires qu'incombent le soin, le devoir de défendre, de protéger et d'illustrer à neuf la culture. » (GIDE, *op.cit.*, p.788)

り除かれるのである。それと同じやうに革命が勝利ををさめ、固定化し、馴化し、かつ協商するやうな状態にたち至つた今日のソヴェトに於て——或る者はそれをもつて、革命がより賢明な段階に入つたのだと云ふかも知れぬが——いま尙ほ革命的精神によつて動かされてゐる人々や、またこれらの連続的な譲歩を妥協とみなす人々が邪魔物扱ひをうけ、辱しめられ、芟除されるやうになるのは當然のことであらう。したがつて、若し斯くの如くならば、革命とか反革命とか云つたやうな言葉の上だけの詮索をよしてしまつて、革命的精神（より簡単に云ふと批判精神）はソヴェトでは最早必要でない、とあからさまに云つてのけた方がいいのではなからうか？ 今日ソヴェトで要求されてゐるものは、すべてを受諾する精神であり、^{コンフォルミズム}順應主義である。そして人々に強要されてゐるものは、ソヴェトでなされてゐるすべてのものにたいする賛同である。のみならず、爲政者たちが獲得しようとして努めてゐるものは、この賛同が諦めによつて得られた受動的なものでなく、自發的な眞摯なものであり、さらにそれが熱狂的なものであるやうに望まれてゐるのである。さうして、何よりも驚嘆に値することは、この要求が達せられてゐることである。

また他方、ほんの僅かな抗議や批判さへも最悪の懲罰をうけてゐるし、それに、直ぐに窒息させられてゐるのである⁸⁾。

革命が勝利を獲得し、安定した瞬間に於て、芸術は恐るべき危険に瀕するものである、ファシズムがもたらせるあの最悪の危険と殆んど同じやうな⁹⁾。

以上の箇所「革命」の文字が削除されなかつたのは、当時日本の仮想敵国であつたソヴェトにおいて、ロシア革命が成つて20年近くたったスターリン体制の負の部分が指摘されているので、検閲官があえて残したからであると推察することができよう。

さて、ジイド『ソヴェト旅行記』の検閲においてより深刻な出来事は、訳者の小松清が岩波文庫版の附録としてジイドの文「ウージェヌ・ダビを想ふ」(NRF (『新フランス評論』) 誌上に掲載) を訳出・併載したうち、ダビの厭戦詩がすべて削除された事実である。当時、内務省警保局図書課が出版物等の検閲結果を記録・報告した『出版警察報』の昭和12年9月の「内地出版物取締状況 (安寧・削除・単行本)」には「九月三日削除」「佛國共產主義者『ウージェヌ・ダビ』ノ反戰的詩ヲ掲載シタルニ因リ一八〇頁ヨリ一八四頁削除」¹⁰⁾とあり、削除された詩の一部が「(中略)」

⁸⁾ ジイド、前掲書、84-85頁。原文は紙幅の関係で省略する。

⁹⁾ ジイド、前掲書、115頁。原文は紙幅の関係で省略する。

¹⁰⁾ 『出版警察報30 107~109号』(複製版合冊本、不二出版、1982年)、第百九号、72頁。「安寧」については後述する。なお、前述した「革命」の文字の伏字に関する報告はない。

をはさんで掲載されている。後述する『オーベルマン』の削除とも内容的に深く関連すると思われるので以下に引用する。

廿歳のとき俺は兵卒だつた
 まだほんの子供なのに
 戦争をするなんて
 なんと惨めなことなんだろう。

地べたに這つて穴のどまんなか暮し
 戦争の奴めに
 氣違ひのやうに追つけられてゐるんだ。

(中略)

あ、あれだけ無数の苦しみ
 を積みかさねる値打ちがあつたのだらうか、この戦争は！
 疲れ果てた俺は名の無い男のやうに
 みすばらしく裸のまゝ戻つてきた
 欣びもなく名譽があるでなし
 苦惱を心にこめて
 眼はあんまり涙がでたので
 すつかり泣きはらしてみた¹¹⁾。

ダビの詩の削除に関連して、奥平康弘氏は以下のように述べている（傍点著者）。

(略) 治安維持法（大正一四年四月二二日法律第四六号）の制定・執行によって、昭和四年前後における共産主義者・社会主義者の身体と組織に対する物理的弾圧は、当時における階級的観点にたつ出版物の徹底的抑圧とあいまって、昭和一〇年前後には組織的な出版活動の余地がほとんど残されなくなってしまっていることが、むしろ特徴的である。

試みに、昭和一二年の余り特異でない事例をほんの二、三あげてみよう。上脇進訳、エストリエフスキー「スターリン伝」（昭和一二年七月）、杉山英樹訳、バルビス「スターリン伝」（同上）がそれぞれ発売禁止処分をうけたのはもはや何の不思議もないし、小松清訳、ジイド「ソヴィエト旅行記」（昭和一二年九月）が「廿歳のとき俺は兵卒だった まだほんの子供なのに戦争するなんて なんと惨めなことなんだろう」にはじまるフランスの共産主義者ウージェー

¹¹⁾ 『出版警察報』、第九号、72 - 73頁。原詩は以下に掲載： *La Nouvelle Revue Française*, 25^e année, N° 277, 1^{er} octobre 1936, p.582 - 583.

ヌ・ダビの詩の部分削除されるのは、全く当然のこととしてうけとめられる¹²⁾。

次に、昭和13年(1938)12月15日に発行された『アミエルの日記』(六)が「日本のミカドの勅書」(197頁)の字句によって次版からの削除を命ぜられた¹³⁾。以下に問題の箇所を含む一節を引用する(使用テキストは戦後に出た第5刷であり、当該箇所は復元されている)。

ピオ九世(一八四六 - 一八七八年のローマ法王)の新たな回章を今朝讀んだ。その出産の日附(十月十八日)から三週間遅れて世に出たものである。日本のミカドの勅書、寧ろ何處かの木乃伊の文書を読むやうな気がした。今でも尙カトリック教に人々の良心の支配を委ねてゐる各社會の救ふべからざる墮落を批判するには『シラプス』(法王に罰せられた謬見の表)や回章のやうな文書を研究すれば足りる。法王教(プロテスタントが附けたカトリック教の別名)は依然として十三世紀に留まつている¹⁴⁾。

大日本帝国憲法において天皇は「神聖にして侵すべから」ざるものであり、「ミカド」の語の使用もタブーとされたわけであるが、加えて天皇がミイラと比較されていることに検閲官は衝撃を覚えたことであろう。著者のアミエルはスイスの哲学者であるが、ローマ法王やカトリック教会の現状に対する鋭い批判の言葉を日記に書き留めているのである。

最後に、昭和14年(1939)6月、フローベール『ボヴァリー夫人』(上下)の削除並びに次版改訂が命じられた¹⁵⁾。これに関して渡辺一夫は以下のように述べている。

¹²⁾ 奥平康弘「検閲制度」、鶴飼信成他責任編集『講座日本近代法発達史 — 資本主義と法の発達 —』第十一卷(勁草書房、1967年)所収、175頁。

¹³⁾ 『岩波文庫の80年』、425頁、『太平洋戦争下の労働運動』、181頁。なお、当該年月の『出版警察報』の号は複製本が欠本となっており、内容を確認できなかった。

¹⁴⁾ 『アミエルの日記』(六)、河野與一訳、岩波書店、1938年、1952年、197頁。原文：« Je lisais ce matin une nouvelle Encyclique de Pie IX, qui paraît trois semaines après la date de son enfantement (18 octobre), et il me semblait lire un factum du Mikado japonais, ou de telle autre momie. Il suffit de prendre connaissance de pièces comme le *Syllabus* et les Encycliques, pour juger de la déchéance irrémédiable des sociétés qui laissent encore au catholicisme le gouvernement des consciences. Le papisme en est toujours au XIII^e siècle. » (Henri-Frédéric AMIEL, *Journal intime*, 10 novembre 1867 in *Mesures*, N°.3, 15 juillet 1935, p.181 - 183.)

¹⁵⁾ 『岩波文庫の80年』、425頁、『太平洋戦争下の労働運動』、181頁。なお、当該年月の『出版警察報』(第百拾七号、100頁)には、下巻が「五月五日削除」「本作品ハ從來屢々譯刊サレ來タリシモノニシテ左記姦通場面ヲ全テ伏字トナシ居タルモノナルガ今回之を復活セシメタルニ因リ一五三頁削除」と報告されているが、現行の版ではページ数がずれているようである。

戦前、我が国にも、厳重な検閲制度がありました。先に記した『ボヴァリー夫人』に対して、やや国辱的な削除が命令され実行されていました。それは、女主人公のボヴァリー夫人が、新しい恋人と馬車に乗ってゆくところですが、しばらくして、男が車からおりますと、走り去ってゆく馬車の窓から、紙切れが投げ出されるという描写でした。ボヴァリー夫人は、前の恋人から送られた恋文を破り棄てたにすぎませんのに、日本帝国の検閲官は、恐らく性行為後に用いる桜紙のごときものが窓から投げすてられたものと解釈したのです。こうしたことは、何も文学方面にかぎりますまい。社会学の本を持っている人間を社会主義者と見なし、社会主義者は赤で国賊だからというので、その人間を拘引したことがある国の習慣として、このようなことは、一度あったことは二度あり、二度あったことは三度ある恐れがありますから、気をつけねばなりません¹⁶⁾。

フランス人学者が記憶による引用を行うことはままたあることだが、上の文において渡辺氏は珍しく勘違いしている。ボヴァリー夫人の「新しい恋人」すなわちレオンは馬車から降りはないし、エンマは「前の恋人」すなわちロドルフから送られた恋文を破り捨てたのではない。エンマはこのままレオンと逢引を続けるのはよくないと思い、彼に訣別の手紙を渡すつもりであったが、馬車の中の出来事のあとで、レオンとの別れを翻意し、手紙を破り捨てたのである。ともあれ、馬車がルーアンの街中を縦横に走るあいだ、恋人たちの間に何が起きていたのか、想像を逞しくして読み取った帝国検閲官は「有能」であったといえよう。

『ボヴァリー夫人』は当時の日本の検閲における「風俗壊乱事項」のうち「性、性欲又は、性愛に関する記述にして、淫猥、羞恥の念を起さしめ社会の風致を害する事項」¹⁷⁾に触れたのであろうし、『アミエルの日記』と『ソヴェト旅行記』は「安寧秩序冒瀆」のうち「皇室の尊厳を冒瀆する事項」「共産主義、無政府主義等の理論乃至戦略、戦術を宣伝し、若は其の運動の実行を扇動し、又は此の種の革命団体を支持する事項」「国軍存立の基礎を動揺せしめ、或は其の統制を紊乱する事項」¹⁸⁾に該当するものであった。この最後の事項に『オーベルマン』も抵触することになったのであろうか？

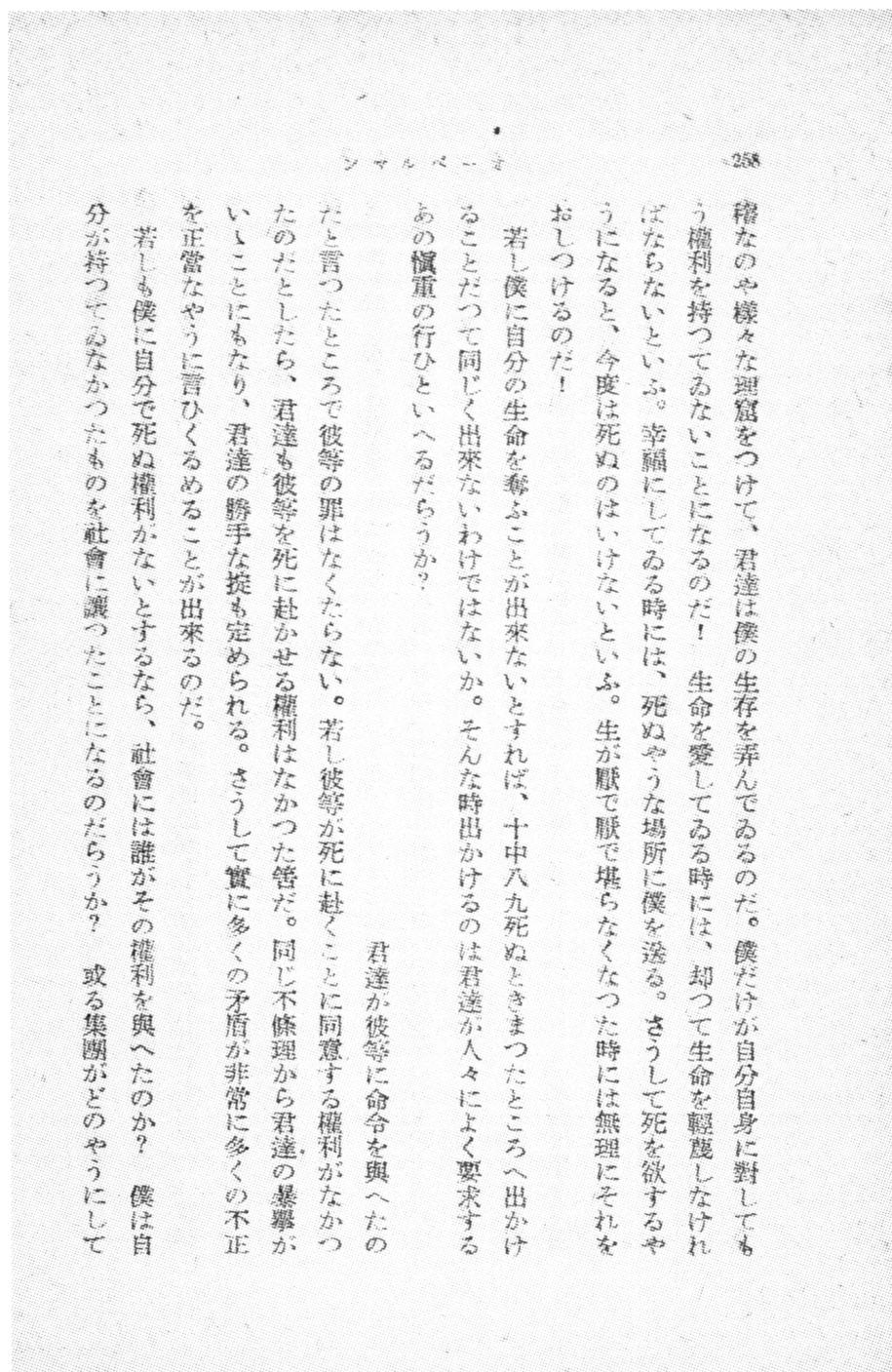
2. 『オーベルマン』の削除の箇所

岩波文庫版『オーベルマン』上巻(第1刷)の258頁には右頁に見られるように空白の2行がある。

¹⁶⁾ 渡辺一夫「曲説ふらんす文学」、『渡辺一夫著作集 8』(筑摩書房、1970年)所収、316 - 317頁。

¹⁷⁾ 奥平康弘、前掲論文、58 - 59頁。

¹⁸⁾ 奥平康弘、前掲論文、38 - 39頁。



258
 權なのや様々な理窟をつけて、君達は僕の生存を弄んでゐるのだ。僕だけが自分自身に對しても
 う權利を持つてゐないことになるのだ！ 生命を愛してゐる時には、却つて生命を輕蔑しなけれ
 ばならないといふ。幸福にしてゐる時には、死ぬやうな場所に僕を送る。さうして死を欲するや
 うになると、今度は死ぬのはいけないといふ。生が厭で厭で堪らなくなつた時には無理にそれ
 をおしつけるのだ！

若し僕に自分の生命を奪ふことが出来ないとすれば、十中八九死ぬときまつたところへ出かけ
 ることだつて同じく出来ないわけではないか。そんな時出かけるのは君達が人々によく要求する
 あの慎重の行ひといへるだらうか？

君達が彼等に命令を與へたの
 だと言つたところで彼等の罪はなくならない。若し彼等が死に赴くことに同意する權利がなかつ
 たのだとしたら、君達も彼等を死に赴かせる權利はなかつた筈だ。同じ不條理から君達の暴擧が
 いくことにもなり、君達の勝手な捉も定められる。さうして實に多くの矛盾が非常に多くの不正
 を正當なやうに言ひくるめることが出来るのだ。

若しも僕に自分で死ぬ權利がないとするなら、社會には誰がその權利を與へたのか？ 僕は自
 分が持つてゐなかつたものを社會に譲つたことになるのだらうか？ 或る集團がどのやうにして

この空白の2行は、戦後、復元された¹⁹⁾。つまり、第1刷は何らかの理由で一部削除されたのである。次頁に削除された2行が含まれる段落のテキストを転記する(復元部分は【 】で示す)。記者の市原氏も旧漢字・歴史的仮名遣いを使用している²⁰⁾。

¹⁹⁾ 筆者の手許にある第3刷(1986年)では空白部分が文字で埋められている。第2刷(1959年)は入手できなかったが、すでに同様の状態であったと推察される。

²⁰⁾ Cf. 萩原直幸「市原豊太訳『オーベルマン』の訳文について」『岡山大学文学部紀要』第61号、2014年、47-59頁。

若し僕に自分の生命を奪ふことが出来ないとすれば、十中八九死ぬと決まったところへ出かけることだつて同じく出来ないわけではないか。そんな時出かけるのは君達の人々によく要求するあの慎重の行ひといへるだらうか？【戦場で彼らは敵に向つて進む前に、死の確率を計算しなくてはならない。さうなると君の英雄たちは皆罪人になるのだ。】君達が彼等に命令を與へたのだと言つたところで彼等の罪はなくなる。若し彼等が死に赴くことに同意する権利がなかつたのだとしたら、君達も彼等を死に赴かせる権利はなかつた筈だ。同じ不條理から君達の暴舉がいゝことにもなり、君達の勝手な掟も定められる。さうして實に多くの矛盾が非常に多くの不正を正當なやうに言ひくるめることが出来るのだ。

ところで、岩波文庫版『オーベルマン』上巻(第1刷)が発刊された昭和15年(1940)5月に検閲・処分を受けた出版物等として、例えば『アンドレ・ジイドの日記(6)』(新庄嘉章訳、新潮社)が「本書ハアンドレ・ジイドの一九三三年ヨリ一九三九年迄ノ日記ナルガ、ソ聯擁護、禮讚、コムニズム肯定、反戦思想の記事多キニ因リ禁止」すなわち発売頒布禁止(通称「発禁」)処分となり、また、東慈道『病める兵の手記』(三友社)が「本書ハ戦病兵ノ陣中手記ナルガ、描寫極メテ陰慘ニシテ、銃後ノ士氣ヲ沮喪シ反戦思想醸成ノ虞アリト被認ニ因リ、一二六頁、一二八頁、一八五頁、一八六頁削除」、さらにシュニツラー『夢と愛の小説』(植村敏夫訳、万里閣)が「本書ハ短篇集ナルガ、『夢と愛の小説』ハ全般的に愛慾的ナ小説ニテ第四七頁、四八頁、八七頁、八八頁ハ淫猥ニ渉ルニ因リ風俗削除」すなわち「風俗壞乱事項」により削除処分となっている²¹⁾。しかし『オーベルマン』が検閲・削除された記録はない。出版元の岩波書店に照会したところ、製作部の田村真理氏より「残念ながら、その当時の資料は残っておりません」という回答があった。訳者の市原氏はすでに物故しており、今となつてはご本人に確かめようもなく、また筆者の知る限り氏の著作にこの間の事情を記したものはない。『オーベルマン』上巻発刊からさかのぼること3年、昭和12年(1937)7月に日中戦争が開始され、多くの日本人青年将兵が中国大陸に動員されていたが²²⁾、削除された文(「戦場で彼らは敵に向つて進む前に、死の確率を計算しなくてはならない。さうなると君の英雄たちは皆罪人になるのだ」)も、当時、「銃後ノ士氣ヲ沮喪シ反戦思想醸成ノ慮アリ」と判断されて、何者

²¹⁾『出版警察報35 128-131号』(複製版合冊本、不二出版、1982年)、第百貳拾八号、80頁、108頁、116頁。なお、『アンドレ・ジイドの日記(6)』と『病める兵の手記』は「一般安寧」事項に係る処分であった。

²²⁾『アミエルの日記』の翻訳(創藝社、1951年)などで知られるフランス文学者の土居寛之も当時中国で転戦していた。拙著の中で紹介したが(HAGIWARA, *op.cit.*, p.159-174)、氏は戦後、昭和23年(1948)、『永遠と人生について—オーベルマン抄—』(玄理社)を編んでいる。

かによって削除されたのだろうか²³⁾。その経緯について、本稿の最後に改めて触れことにする。

3. 自死弁証論

削除された箇所訳文について検討する前に、削除された文を含む「手紙41」（原文では「LETTRE XLI」、市原訳では「第四十一信」）について概観する。『オーベルマン』は九十数通からなる書簡体小説であり、作者セナンクールの自伝的要素が散りばめられているとされる²⁴⁾。語り手である主人公は作者と同じく近親者より勧められた職業に就くことを嫌って祖国フランスから出奔し、スイスの山々や湖畔などを転々としながら、旅の記録とともに感じたこと考えたことを友人とおぼしき人に書き送る。返信等は一切収録されていないので、ルッセのいう「独唱型」に分類されようが²⁵⁾、「友人」の反応がオーベルマンの手紙の中に間接的に読み取れる場合もある。「手紙41」(5月18日付)の内容は自死弁証論²⁶⁾であるが、まさに「手紙42」(5月29日付)はそれを心配して自死を諫める「友人」の返書に対する返答となっているのである。

「手紙41」においてオーベルマンはなぜ自死を弁証するのか。「手紙42」に「Lord Milord」への言及があることが一つのヒントになる。「ミロード卿」はルソーの小説『新エロイズ』(1761)の主人公のひとりの青年、サン＝プルーのメンター（精神的指導者）ともいえる英国人であるが、愛するジュリとの仲を引き裂かれたサン＝プルーが生きる希望をなくし、第3部、「手紙21」において自死を肯定する論を提示したのに対し、返信の「手紙22」においてミロード卿がそれを諫めるのである。同様に、オーベルマンも失恋の痛手により世をはかなんでいるのであろうか。事実、ひとつ前の「手紙40」(5月14日付)では、オーベルマンが密かに恋していたデル** *夫人との再会と別れのシーンが語られていたのである²⁷⁾。

実ることのない恋の苦しみは自死弁証論構想の一つのきっかけにはなったであろ

²³⁾ 前掲『出版警察報』の引用からも分かるように、当局による削除処分はページ単位で行われていた。2行のみの『オーベルマン』は特異な削除である。

²⁴⁾ Cf. André MONGLOND, *Le Journal intime d'Oberman*, Grenoble, Arthaud, 1947.

²⁵⁾ Cf. Jean ROUSSET, *Forme et signification*, Paris, José Corti, 1984, p.76 - 78.

²⁶⁾ 原文では「mort volontaire」となっており、本稿では「自殺」(suicide)ではなく「自死」という表記を採用することにする。

²⁷⁾ これも拙著の中で紹介しているのであるが (HAGIWARA, *op.cit.*, p.174 - 229)、日本ではかつて『オーベルマン』の教科書版が2種類出されていた。市原氏が同僚の山内宏之と編集した第三書房版『永遠の人間』(1967年)と、芹沢純子が編集した練金社版『オーベルマン——愛の手紙——』(1968年)である。その練金社版教科書(62頁)において、芹沢氏は「このこと (萩原注：オーベルマンの自死弁証論)とDel...夫人とのエピソードは一見、直接の関係は見られない、しかし Qui sait ?」と述べて、両者の関連性を示唆している。

う²⁸⁾。しかしそれだけが原因というわけではない。近親者の桎梏から離れ、自由と独立をかち得たように思われたオーベルマンの生活は実は空虚なものであり、自分は社会の無用者であって、このまま生き続ける価値があるのかと彼は自問する。自死の問題は長らく思想史上の重要なテーマの一つであったが、セナンクールも「手紙41」において、この問題をめぐって、生と死、個人と社会、個人の権利、社会との契約、法律、肉体と霊魂、神、自然、等をまきこんだ壮大な思考実験を行っているのである。次節ではこのうち特に個人の権利に焦点を当てる。

4. 自死の権利

「手紙41」で削除された箇所の前には「権利」« droit (s) »の語が頻出する。以下に原文を引用する（強調のための下線は筆者）。

[...] moi seul je n'aurais plus de droits sur moi-même! [...]

L'ordre que vous leur donnez ne les justifie point ; vous n'avez pas le droit de les envoyer à la mort, s'ils n'ont pas eu le droit de consentir à y être envoyés. [...]

Si je n'ai point sur moi-même de droit de mort, qui l'a donné à la société? Ai-je cédé ce que je n'avais point? Quel principe social avez-vous inventé, qui m'explique comment un corps acquiert un pouvoir interne et réciproque que ses membres n'avaient point, et comment j'ai donné pour m'opprimer, un droit que je n'avais pas même pour échapper à l'oppression? Dira-t-on que si l'homme isolé jouit de ce droit naturel, il l'aliène en devenant membre de la société? Mais ce droit est inaliénable par sa nature, et nul ne saurait faire une convention qui lui ôte tout pouvoir de la rompre quand on la fera servir à son préjudice. On l'a prouvé, avant moi, que l'homme n'a pas le droit de renoncer à sa liberté, ou en d'autres termes, de cesser d'être homme : comment perdrait-il le droit le plus essentiel, le plus sûr, le plus irrésistible de cette même liberté, le seul qui garantisse son indépendance, et qui lui reste toujours contre le malheur ?²⁹⁾

セナンクールは「ルソー最後の弟子」³⁰⁾と呼ばれ、ルソーから文学的・思想的影響を受けた。「社会契約」の概念についてもそうであるが³¹⁾、細かい点において違い

²⁸⁾ Cf. MONGLOND, *op.cit.*, p.145.

²⁹⁾ SENANCOUR, *Obermann*, nouvelle édition, revue, corrigée, avec une préface par George Sand, Paris, Charpentier, 1840, p.185 - 187. なお、岩波文庫には訳者市原氏による底本への言及はないが、「解説」にObermannと記してある（もし1804年の初版であったらObermanと表記されるはずである）ことや、異文と訳文の検討から1840年版を使用したと推測される。

³⁰⁾ Cf. Zvy LEVY, *Senancour, dernier disciple de Rousseau*, Paris, Nizet, 1979.

³¹⁾ 上の引用文の下から4行目にある« On l'a prouvé »の« On »とはルソーのことであろう。

が見られる。ルソーにおいては、社会の一員となった者はその一般意志に従わなければならない。『社会契約論』(1762)の第5章「生と死の権利について」では以下のように説かれている。

どうして個々人が、なんら自分自身の生命を勝手に処分する権利をもたないのに、この自分たちがもってもいない権利を主権者に轉移しうるのか、ときく人がある。この問題は解きがたく思われるが、それは問題のたて方が悪いからにすぎない。何びとも自分の生命を守るためになら、生命の危険をおかす権利をもっている。火事から逃れようと、窓から飛び出した人は自殺の罪に当る、とかつていった人があるだろうか？ また、乗船するさい危険を承知していたからとて、嵐の中で死んだ人にこの自殺の罪を帰した人がかつてあったらどうか？

社会契約は、契約当事者の保存を目的とする。目的を欲するものはまた手段をも欲する。そしてこれらの手段はいくらかの危険、さらには若干の損害と切りはなしえない。他人の犠牲において自分の生命を保存しようとする人は、必要な場合には、また他人のためにその生命を投げ出さねばならない。さて、市民は、法によって危険に身をさらすことを求められたとき、その危険についてはもはや云々することはできない。そして統治者が市民に向って「お前の死ぬことが国家に役立つのだ」というとき、市民は死なねばならぬ。なぜなら、この条件によってのみ彼は今日まで安全に生きて来たのであり、また彼の生命はたんに自然の恵みだけではもはやなく、国家からの条件付きの贈物なのだから³²⁾。

ルソーの考えでは、個人の生命を処分する権利は個人にはなく社会にあるのであって、祖国が危機存亡の時に国家防衛のために死ぬことは市民に課せられた当然の義務とされる。しかし、セナンクールは『オーベルマン』の主人公を通して、個人の生命を処分する権利はあくまで個人に属するのであり、自死、すなわち自分の生命を自分で処分することは社会に轉移されない権利であると主張する。社会との契約において、個人の自己決定の自由が優先・尊重されるのである。

5. 訳文の検討

以上見てきたことを受けて、削除された2行が含まれる段落の訳文の検討に移ることにする。1文ずつ、場合によっては文をさらに細かく分けて詳細に見る。先ず原文を、次に市原訳を、さらに私訳＝試訳を提示し、最後にコメントを付す。市原氏は「だ・である」体で訳しているが、この小説が書簡体であるという観点から、筆者訳では「です・ます」体を採用することにする。

³²⁾ ルソー『社会契約論』、桑原武夫他訳、岩波書店、1954、54頁。

Si je ne puis m'ôter la vie, je ne puis non plus m'exposer à une mort probable. Est-ce là cette prudence que vous demandez de vos sujets ? Sur le champ de bataille, ils devraient calculer leurs probabilités avant de marcher à l'ennemi, et vos héros sont tous des criminels. L'ordre que vous leur donnez ne les justifie point ; vous n'avez pas le droit de les envoyer à la mort, s'ils n'ont pas eu le droit de consentir à y être envoyés. Une même démente autorise vos fureurs et dicte vos préceptes, et tant d'inconséquence pourrait justifier tant d'injustice !³³⁾

【原文】：「 Si je ne puis m'ôter la vie, je ne puis non plus m'exposer à une mort probable. ）」

【市原訳】：「若し僕に自分の生命を奪ふことが出来来ないとなれば、十中八九死ぬときまつたところへ出かけることだつて同じく出来来ないわけではないか。」

【試訳】：「わたしが自ら生を絶つことができないとなれば、死ぬ公算の高いところに身を曝すこともできないわけです。」

【コメント】：自死が許されないとすれば、死ぬ公算の高いところに行くこともできないはずである。なぜならそれは事実上自死行為に等しいから、というのがオーベルマンの持ち出した論理である。「死ぬ公算が高いところ」とは、具体的には後で出てくる「戦場」ということになる。

【原文】：「 Est-ce là cette prudence que vous demandez de vos sujets ? ）」

【市原訳】：「そんな時出かけるのは君達の人々によく要求するあの慎重の行ひといへるだらうか？」

【試訳】：「それはあなたがたが臣下たちに要求するあの慎重な行動といえるのでしょうか？」

【コメント】：「それ」*« ce »*、*« là »*とは、上の文を受けて、「死ぬ公算の高いところに身を曝すこと」であり、それは「慎重な行動」と言えるだろうか、いやそうではない、という修辞疑問文となっている。「慎重な行動」とは、「手紙41」の文脈では「自死のごとき生命を軽んずる行為を慎むこと」を意味しよう。ここで「臣下たち」と訳した*« sujets »*は、市原訳では「人々」となっているが、本来は君主に対する「臣下」「臣民」という意味である。したがってこの*« vous »*は一義的には「君主」「王」ということになるが、その君主や王をかしらにいただく国家の「体制側につく者たち」へと拡張され、手紙の受取人である「あなた」もその一員であるということになる。ちなみに『オーベルマン』が執筆されたと推定される18世紀末から19世紀初頭にかけてのフランスはナポレオンが第一統領から皇帝へと登りつめる時代であった。

³³⁾ SENANCOUR, *Obermann*, p.186.

【原文】：« Sur le champ de bataille, ils devraient calculer leurs probabilités avant de marcher à l'ennemi, »

【市原訳】：「戦場で彼らは敵に向つて進む前に、死の確率を計算しなくてはならない。」

【試訳】：「戦場においては、彼らは敵に向かって進む前に、自分に起こり得べきことどもを予測しなければならないでしょうが、」

【コメント】：『オーベルマン』の執筆時期がナポレオンが戦争に明け暮れる時代と重なるとすれば、1797年のリヴォリの戦い、1798年のエジプト遠征、1800年のマレンゴの戦い等々、戦闘が続いていることは、このテキストをしたためる際にセナンクールの脳裏をよぎったであろう。ともあれ、「彼ら」すなわち一国の臣民たちは、君主から「慎重な行動」を求められるとすれば、敵に向つて進軍するに際して« probabilités »を計算しなければならないであろう³⁴⁾。この単語を仏和辞書でひくと「ありそうなこと」「公算」「蓋然性」などの訳語が載っているが、市原氏は、動詞« calculer »の目的語となっているので数学的意味で使用していると考え「確率」という訳語をあてた。さらに、市原氏は日本人読者の理解を助けるために、しばしば原文にはない字句を訳文に補足するのであるが³⁵⁾、ここでは「死の」という言葉を補って「死の確率」と訳している。戦場で死ぬ確率ということである。しかし、戦場では自分が死ぬだけでなく、敵を殺すこともあり、他の蓋然性もある。したがって、戦闘を開始する前にもろもろの「確率」(蓋然性)を「計算」(予測)し、いってみればさまざまなシナリオを想定することが、戦場での慎重な行動につながる、ということにならないであろうか。

【原文】：« et vos héros sont tous des criminels. »

【市原訳】：「さうなると君の英雄たちは皆罪人になるのだ。」

【試訳】：「それなのにあなたがたの英雄たちはみな罪人ということになるのです。」

【コメント】この節にはさまざまな解釈の可能性がある。まず、最初の接続詞« et »は順接(「したがって」)であろうか、逆接(「にもかかわらず」)であろうか。結論は試訳に示されているが、それに至った理由は後述する。次に、「héros」「英雄」は一般的に「武勲を立てた者」と解釈されやすいが、その場合、彼らは多数の敵兵

³⁴⁾ 1804年刊の初版では« ils doivent calculer »となっており、「彼らは計算しなければならない」のほかに「彼らは計算するに違いない」と訳すことも可能であった。しかし、1840年刊の第3版以降、セナンクールは« ils devraient calculer »と改訂した。条件法を使用することにより語調を緩和しているとも考えられるが、1804年時点ではまだナポレオン戦争が継続中であつたのに対して、1840年ではすでに戦争が終結していたので、「Sur le champ de bataille」という前置詞句で「もし彼らが戦場にいたら」という仮定が措定されているとも考えられる。いずれにしても、「彼らは計算するに違いない」という解釈は成立しなくなる。

³⁵⁾ Cf. 萩原直幸「市原豊太訳『オーベルマン』の訳文について」、49-54頁。

を殺したゆえに « criminels » 「犯罪人」になる、ということなのだろうか。しかし、平時において市民を故意に殺傷した者は「犯罪人」となるが、戦時下、戦場において戦闘行為により敵兵を殺傷することは法的には「犯罪行為」ではないはずである。また、当時、「戦争犯罪人」や「良心的兵役忌避」という概念は未だ存在せず、倫理的観点から敵兵殺傷が「罪悪」になるとオーベルマンが主張しているとは考えにくい。「英雄」とはむしろ戦場で勇敢に戦い、斃れた者であって、接続詞 « et » は逆接であり、ふだん君主から慎重に行動するよう要請されているにもかかわらず、結果として生命を粗末にしたという意味で「罪人」となってしまう、ということになるのではないだろうか。「罪人」について付言すると、「criminels」は言うまでもなく « crime » の派生語であるが、「手紙41」の文脈³⁶⁾では法的な意味での「犯罪」ではなく、倫理的・宗教的な意味での「罪、罪悪」であり、フランス語でパラフレーズすれば « crime contre Dieu » « péché » ということになろう。なお、市原訳も同様の解釈を採っていると思われる。ただ、前節との訳文のつながり具合が判りにくい。おそらく言わんとすることは「戦場で死ぬ確率を計算すると、それは非常に高いものであるが、だとすると兵士は結果的に「自死」という罪を犯すことになる」ではないかと解釈される。

【原文】： « L'ordre que vous leur donnez ne les justifie point ; »

【市原訳】：「君達が彼等に命令を與へたのだと言つたところで彼等の罪はなくなる。」

【試訳】：「あなたがたから命令されたといっても彼らは正当化されません。」

【コメント】：「英雄」が祖国のために戦って斃れた兵士を意味するとすれば、臣民には慎重な行動が求められる、まして自死はよくない、と言われているにもかかわらず、戦場で命を落とすことは「自死行為」という「罪悪」であって、君主から命令を受けて行ったからといっても口実にはならない、自らの死を「正当化する」 « justifie » ことにはならない、ということである。そこから、「慎重な行動」をすることと戦地に赴くことは矛盾する、とオーベルマンは言いたいのではないだろうか。

【原文】： « vous n'avez pas le droit de les envoyer à la mort, s'ils n'ont pas eu le droit de consentir à y être envoyés. »

【市原訳】：「若し彼等が死に赴くことに同意する権利がなかつたのだとしたら、君

³⁶⁾ « C'est un crime, me dit-on, de désertier la vie [...] », SENANCOUR, *Obermann*, p.184.

達も彼等を死に赴かせる権利はなかつた筈だ。」

【試訳】：「彼らが死地へ送られることに同意する権利を持っていなかったとすれば、あなたがたが彼らをそこに送る権利も無いわけですから。」

【コメント】：「死地へ送られることに同意する権利」をもって出征するのは義勇兵または徴募に応じた志願兵である。したがってここで問題となっているのは無理やり戦争に駆り出された兵士のことである。ベアトリス・ディディエ氏の『オーベルマン』校訂本の註にもあるように、ヴォルテールは『カンディード』(1759)の中でそのような徴兵のあり方を批判しているものと思われる³⁷⁾。

【原文】：« Une même démente autorise vos fureurs et dicte vos préceptes, »

【市原訳】：「同じ不條理から君達の暴擧がいゝことにもなり、君達の勝手な掟も定められる。」

【試訳】：「あなたがたの激昂を許すのも、あなたがたの命令を押し付けるのも、同じく狂気の沙汰であり、」

【コメント】：一つの解釈として、「fureurs」「激昂」すなわち非理性的行為も、「préceptes」「命令」³⁸⁾すなわち法的な措置も、同じく君主や為政者の« démente »「狂気の沙汰」すなわち気まぐれによるものであり、「激昂」とは具体的には無謀な戦争を開始し、人々を無理やり戦争に駆り出すことを意味し、「命令」とは兵士を合法的に動員する徴募令を意味する、とひとまず考えられる³⁹⁾。しかし、一つ前の文において、「彼らが死地へ送られることに同意する権利を持っていなかったとすれば、あなたがたが彼らをそこに送る権利も無いわけです」と言われていたことに鑑みると、「命令」とは「徴募令」ではなく、むしろ、道徳的・宗教的な「命令」「掟」であって、具体的には「あなたたち」が主張するところの「自死の禁止」を意味す

³⁷⁾ SENANCOUR, *Obermann*, dernière version, Introduction, établissement du texte, variantes et notes par Béatrice Didier, Paris, Honoré Champion, 2003, p.199. 以下はヴォルテール『カンディード』、植田祐次訳、岩波書店、2005年、において、主人公が否応なく徴兵される箇所である：「『だから、王様のご健康を祈って乾杯しなくちゃなりません。』『ああ！では皆さん、喜んで乾杯しましょう。』/そう言って、彼は一気に飲み干す。/『それで結構』と、青い服の男たちは言った。『これであんたは、ブルガリア人の礎、支柱、守護神、英雄になったのだ。出世はまちがいなく、栄光は保証された。』/すぐさま彼は足に鎖をつけられ、連隊へ連れて行かれる。」(271頁)

³⁸⁾ 『小学館ロベール仏和大辞典』の« précepte »の語釈の一つに「【歴史】(中世の君主の) 執行命令書」とある。これは以下の『オーベルマン』の記述にも沿う：« C'est un crime, me dit-on, de désertir la vie ; mais ces mêmes sophistes qui me défendent la mort, m'exposent ou m'envoient à elle. Leurs innovations la multiplient autour de moi, leurs préceptes m'y conduisent, ou leurs lois me la donnent. » (SENANCOUR, *Obermann*, 1840, p.184).

³⁹⁾ Cf. F・フェレ他編『フランス革命事典 4 制度』、河野健二他監訳、みすず書房、1999年、「軍隊」、124 - 139頁。

るのではないかと考えられる⁴⁰⁾。人々に自死を禁じることも、人々を戦争に駆り出すことも、同じく為政者による恣意や不条理である、ということである。

【原文】：« et tant d'inconséquence pourrait justifier tant d'injustice ! »

【市原訳】：「さうして實に多くの矛盾が非常に多くの不正を正當なやうに言ひくるめることが出来るのだ。」

【試訳】：「かくも多くの首尾一貫しない言動が、かくも大いなる不正を正当化することなどできないのです。」

【コメント】：« inconséquence » 「首尾一貫しない言動」とは、人々に慎重な行動を求め、自死を禁じるかと思えば、人々を死地（戦地）に送る（しかも戦地では慎重に行動することが要求される？）ことの矛盾を意味しよう。「pourrait」が「できるのだろうか、いやできないだろう」という反語の条件法だとすれば、ここまで見られたような為政者の態度を以ってしては、世の« injustice » 「不正」は到底« justifier » 「正当化」され得ない、ということになるろう。

以上、市原氏の訳文を検討しつつ、問題のテキストの理解を深めた。オーベルマンは、為政者が自死はいけないと言う一方で、人々を戦死する可能性が高い戦争に駆り出すことの矛盾を衝いている。そして、いわば帰謬法（背理法）によって、すなわち、「自死は許される」という命題が真であることを証明するために、その命題が偽であると仮定すれば矛盾が生じることを示すことで、自死を弁証しているのである。

6. 削除の理由

問題の文（「戦場で彼らは敵に向つて進む前に、死の確率を計算しなくてはならない。さうなると君の英雄たちは皆罪人になるのだ。」）がなぜ削除されたのか、その理由について改めて考えてみよう。この文は「戦場」という語で始まるが、ウージェーヌ・ダビの厭戦詩がすべて削除されたことから分かるように、当時、戦争に関わる言辞の使用に当局は神経過敏であった。さらに、旧日本軍の将兵たる者は、天皇のために、死を覚悟して勇猛果敢に戦うべきであったので、「死の確率を計算し」てはならなかった⁴¹⁾。事実、戦争末期に特攻隊員として敵艦に突っ込んだ飛行士の

⁴⁰⁾ « préceptes » が複数形になっている点が気になるが、「自死の禁止」が「諸命令」の一つと解釈すれば懸念は解消する。

⁴¹⁾ 「死の確率を計算しなくてはならない」という訳文に市原氏が「死の」という2字を付加しないなどして、別の訳し方をしていたらどうであったか想像すると興味深い。

死の確率は100%であり、まさにそれは「自死」行為であった。そして天皇のために戦場に散った将兵は「英霊」とされた。そのような中で、「英雄たちは皆罪人になる」という字句は大いに問題とされたであろう。

なお、続きの文において為政者の恣意性が鋭く批判されているが、なぜ削除されなかったのだろうか。おそらく、「戦場」ではじまる文の削除によって、自死の問題、生と死の問題が、戦争のそれと切り離されたからであろうと推察される。

7. 訳者について

昭和18年(1943)、学徒出陣が開始され、大学生も戦争に駆り出されていった⁴²⁾。その中には、当時、旧制第一高等学校のフランス語教授であった市原氏の教え子たちも含まれていた。そのような状況下、彼は『オーベルマン』下巻の翻訳を中断した。後年、市原氏は当時のことを以下のように回顧している。

さういふ時代に、『オーベルマン』の如きものがふさはしい筈はなかつた。「一日がこれから始まるといふ時、僕は滅入つてゐて、何だか寂しく^{さび}而も^{しか}落ちつけない。何ごとに対しても気を入れることが出来ず、何時間といふ暇^{ひま}をどうして埋めたらいいか見当がつかない。日盛りになれば日盛りが重くるしくのしかる。小暗いところに引籠り^{ひきこも}……」で始まる第四十六信以下の訳稿を四分の一ほど進めたまま、私は筆を捨ててしまった。

たとへ完成しても到底当時の世に出せるものではなかつたし、又私自身、翻訳をつづける気持になれなかつた。この戦争がどんなに無謀でも、苦しくても、国民の一人として、協力しなくてはならなかつた。勝てる見込みが全くなかつた時も、日本が降伏することはあり得ないのだと私は素朴^{そぼく}に絶望的に信じてゐた。東京をはじめ主要な都市が焼かれ、最後は山の中にも追ひつめられて、敵に殺されるか、餓死^{がし}するかの二つの一つだと覚悟してゐた。明治の教育を受けた者として、これは自然の心理であつた⁴³⁾。

戦時下において翻訳の筆を捨て、下巻の出版を断念したということは、いわば「自主検閲」によって出版を「禁止」したというに結果的に等しいのではないだろうか。この考え方を推し進めるならば、上巻で削除された文に関しても、「明治の教育を受けた者として」「国民の一人として」、戦争に「協力しなくてはならなかつた」し、

⁴²⁾ 筆者がセナンクール研究の第一人者であるディディエ氏に日本における『オーベルマン』の翻訳と一部削除について紹介したところ、「当時、日本の兵士が『オーベルマン』という難しい作品を読んでいたとすれば、彼らは相当「intellectuels」であつたのだ」という感想が返ってきた。これは驚きとも皮肉な誇張ともとれるが、当時の出征兵士の中には、学徒出陣した大学生たち「インテリ」も相当混じていたのである。

⁴³⁾ 『オーベルマン』下巻、岩波書店、1959年、「あとがき」より、329-330頁。

また、当局による検閲・削除という「不名誉」な処分を避けるためにも、「自主検閲」によって自ら削除を申し出るといふ苦渋の決断をしたことが想像される。これはあくまでも仮説に過ぎないが、少なくとも当時、出版社が「自主検閲」を行っていたことは事実である。

一方で発禁処分そのものを回避する方法での発行、他方で発禁処分を受けてからは、差押執行を逃れる方法での発売頒布から構成された「出版戦術」も、実は、全国民的なものになり得ない段階で、固有の意味の出版警察権力そのものによってではなく、治安維持法によるカードルの検挙、執筆者の拘禁・視察（要注意人物）、出版機構、配布網の断絶によって、漸次解体を迫られ、満州事変前後には、この唯一の抵抗拠点も、何ら独自のみるべき活動を失くなるのである。

利潤追求の企業たる一般新聞社、出版社においては、個々の編集活動の中で注目すべき抵抗がみられるけれども、いずれも合法性の枠内におけるそれであって、決して権力の基礎をゆるがすような非合法出版を組織的に行うことがなかったのは、ある意味で当然である。逆に大部分の新聞社、出版社は、いかなる意味においても権力に抗せず、かえって、みずからの企業内部に自主検閲機構を作り上げ、権力に先がけて検閲に専念したのであった⁴⁴⁾。

「自主検閲」による削除が岩波書店側の意向ではなかったとすれば⁴⁵⁾、それは訳者の要望を編集部が尊重して受け容れて行ったことではないかと推察される。

戦後、市原氏は思うところあって一高教授を辞して、奈良県の山村に引き籠り、田園生活を営みながら村の青年たちの勉強相手となった⁴⁶⁾。

この生活を2年間ほど続けたのち、東京の教員生活に戻ることになるが、「日本は思ひのほか早く復興の途を歩」き、「出版も戦前にまさるやうになり、岩波書店も〔市原氏〕に続行を促した」⁴⁷⁾ ことなどによって、『オーベルマン』の翻訳はやっと完成し、昭和34年(1959)に下巻が刊行され、併せて上巻も第2刷が刊行された⁴⁸⁾。

市原氏は1990年に逝去するが、3年後、市原氏の追悼文集が編まれた。教育者としての誠実な人柄、翻訳者としての能力、文筆家としてのセンス、等々に敬意を表し、故人を懐かしみ、賛美する声がほとんどである中で、旧制浦和高等学校文科丙

⁴⁴⁾ 奥平康弘、前掲論文、201頁。

⁴⁵⁾ 実際、ジイド『ソヴェト旅行記』、『アミエルの日記』、フローベール『ボヴァリー夫人』は当局による検閲のうえ削除・改訂処分を受けたのである。

⁴⁶⁾ この間の出来事は市原氏の私小説「山蔭の家」に詳しく記されている（市原豊太『内的風景派』（文藝春秋、1972）所収、395-492頁）。

⁴⁷⁾ 『オーベルマン』下巻、330頁。

⁴⁸⁾ 註19に記したように、第2刷は入手できなかったが、削除箇所は復元されていたと推察される。

類で市原氏から3年間フランス語を習った蝦名賢造氏は、あえて市原氏の社会に対する姿勢に疑問の目を向けている。

先生がフランス文学者として数々の名著を美しい日本語で一つ一つ翻訳され、日本古来の言葉の持つ美しさ、日本の美しい風土、日本人のやさしい心をこよなく愛されていたことはその著書でよく分かっていたけれども、経済学・社会科学を学び、さらに近代日本精神史の研究に踏み入りつつあった私には、日本的なもの、日本美的なものを追求する、なにかそこに、市原先生の長所と限界を見る思いがしてならなかったのは事実である。日本の美学とは果して何であるか。

誤解してならないことは、先生ほどの深い教養のある家庭に生れ、比較的順調な、自由な高等教育を受け、国立大学の教授として恵まれた環境の下で、天下一流のエリートを教育し得た生涯をみると、むしろ稀有なことであろう。しかしそこに限界があるであろう。先生の残された著訳書・抄はことごとく珠玉の名篇であり、日本文学史上ユニークなものであろう。しかしもし先生にして、人生と社会に対する戦いがもう一步積極的なものであったならば、その持てる才能と天分はいかなく発揮され得たのではないだろうか、惜しまれてならぬのである⁴⁹⁾。

市原氏の「社会に対する戦いがもう一步積極的なものであったならば」、戦前、『オーベルマン』上巻の字句を自ら一部削除し、また下巻の翻訳・出版を諦めることもなかったかもしれない。

むすびにかえて

オーベルマンは「手紙41」において自死を弁証する際、もし自死が許されないとすれば、戦争に行くことも、ほとんど自死するに等しいことなので、許されないはずだと述べた。これは往々にして人々を悲惨な戦争に駆り出す為政者に対する「戦略的」な立論であった。ところが、戦前の日本において、この戦争に関する箇所（「戦場で……」）が削除された。オーベルマンにとって、自死、すなわち自分の生命を自分で処分することはあくまで個人の自由であり、それは社会に転移されない権利であった。その、社会の中で個人が自由を保つ最終的な手段としての自死を弁じている箇所が、人々が戦争を厭い、これを忌避する自由から逸らすために削除されたとすれば、大いなる皮肉と言わざるを得ない。作者セナンクールの想像も及ばなかったことであろう。

⁴⁹⁾ 蝦名賢造「市原豊太先生のこと」、市原豊太先生追悼文集刊行会編『市原豊太先生を偲んで』（芸立出版、1993年）所収、184 - 185頁。